

活動エリアの構成（案）

- 日中活動を行う「日中活動室」や機能訓練を行う「機能訓練室」のほか、日中活動の時間中に食事の提供を行う「食堂」等の設置が想定される。
- 居住エリアと分離して整備し、入所利用者の状況や障害の特性に合わせて、生活介護、就労継続支援B型のほか、必要な活動メニューが提供できる諸室構成とする。

	主な諸室	特記事項
1	日中活動室	<ul style="list-style-type: none"> ・可動式の間仕切り等で、利用者のニーズに合わせて使用できるようにする。 ・施設B及び施設Cについては、強度行動障害を有する者に対応するために、個室の設置を検討する。
2	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションを提供する。
3	食堂・多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動時に食事を提供する。 ・多目的室としても使用できるよう十分な広さを確保する。
4	相談室	
5	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況に応じて、複数の便座を設置する。
6	洗面所	
7	収納室・倉庫	
8	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動に対応する職員用の事務室を設置する。
9	静養室	
10	職員用更衣室	
11	職員用トイレ	
12	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5m以上（中廊下1.8m以上）の幅を確保する。